

# 平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	2	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 <b>法人住民税</b> <b>事業税</b> 不動産取得税 固定資産税 <b>事業所税</b> その他（ ）		
要望項目名	民間都市開発推進機構の行う業務（支援限度額が <b>拡充</b> された共同型都市再構築業務）を収益事業の範囲から除外する特例措置の <b>拡充</b>		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>改正予定の都市再生特別措置法に基づき、民間都市開発推進機構が行う以下の業務を創設。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支援限度額が<b>拡充</b>された共同型都市再構築業務※として行う不動産販売業並びに不動産貸付業</li> </ul> <p>※民間都市開発の推進に関する特別措置法第4条第1項第1号に規定する業務。都市再生特別措置法の改正により、同号の読替え規定を措置し、支援限度額を<b>拡充</b>する予定。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>上記業務について、法人税法に規定する収益事業の範囲から除外する。</p>		
関係条文	法人税法第2条第1項第13号、令第5条第1項第2号・第5号		
減収見込額	[初年度] ( )	[平年度] ▲1 ( )	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>昨今の成長が著しいアジア諸国と比較し、我が国都市の国際競争力が低下している中、国全体の成長力をけん引する大都市について、官民が連携して市街地の整備を強力に推進し、海外から企業、人等呼び込むことができるような魅力ある都市拠点を形成することにより、その国際競争力の強化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国都市における国際競争力の強化等をより一層進めるには、外国人の生活環境を改善する施設や、国際会議等用施設等の国際競争力の強化に資する施設の整備を民間資金を活用して進めることが有効であるが、当該施設は一般的には収益面では劣る性質を有することから、民間による整備が積極的には進まない点で課題がある。</p> <p>上記の課題を解決するために、今般、都市再生特別措置法を改正し、共同型都市再構築業務の支援限度額の算定に当たって国際競争力の強化に資する施設の整備費用を追加する<b>拡充</b>を実施することとしている。</p> <p>当該業務については、既に収益事業の範囲から除外されている民間都市開発推進機構の他業務と同様、優良な都市開発事業の推進という政策目的のため法律に位置付けられた公共性の高い業務であり、かつ収益を目的とするものではない。このため、民間都市開発推進機構の他業務と同様、収益事業から除外する措置を講ずることが、当該業務の円滑な実施のために必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する
	政策の達成目標	我が国の活力の源泉である都市について、特定都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。 →2020年（平成32年）までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が2012年4位→3位以内に入る →都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の平成24年度から平成32年までの建設投資累計額 目標値8兆円～11兆円
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	2020年（平成32年）までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が2012年4位→3位以内に入る 都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の平成24年度から平成32年までの建設投資累計額 目標値8兆円～11兆円
	政策目標の達成状況	民間都市再生事業計画は、平成27年8月末現在78計画が認定され、都市再生に向けた民間都市開発事業の促進が着実に図られており、都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の平成24年度から平成26年度までの建設投資額は約2.6兆円となるなど、目標達成に向けて順調に推移している。
有効性	要望の措置の適用見込み	(適用件数) 1件 (減収額) ▲1百万円 (適用事業者) 民間都市開発推進機構
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本特例措置により民間都市開発推進機構が行う共同型都市再構築業務の公益性にかんがみ、当該業務が非課税となることにより、民間都市開発推進機構による支援を円滑に実施することが可能となり、都市の国際競争力の強化を図ることができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	法人税の課税対象から除外（新規要望）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	都市開発資金無利子貸付金 60億円（うち、新しい日本のための優先課題推進枠 15億円） （平成28年度予算概算要求）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算措置は、民間都市開発推進機構が支援に要する資金として必要となるものであり、本措置は、支援に要するコストを削減し、円滑な支援を実現する。その結果、都市の国際競争力の強化を図ることができる。
	要望の措置の妥当性	民都法第4条第1項第1号に規定する参加業務（予算上は共同型都市再構築業務）によって同機構が得る収益は、同機構設立時より収益事業の対象外とされている。これまでと同様の措置を講じない場合、同機構の収益減少等により貸倒リスク等への耐力が失われることから、結果として同機構の支援利率引上げにつながり、低利な支援を実施するという機構の本来の意義が損なわれるおそれがある。
ページ		2-2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>これまで民間都市開発推進機構が行う参加業務（85件）、融通業務（227件）等に関して収益事業から除外する措置が講じられ、それぞれ優良な民間都市開発事業の推進に寄与してきたところ。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本特例措置を拡充することにより、民間都市開発推進機構による共同型都市再構築業務が円滑に進められ、都市の国際競争力の強化を図ることができる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>新規要望</p>